

障 第 917 号
令和 2 年 2 月 10 日

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

令和 2 年度「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員処遇改善特別加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の取扱いについて

県の実施する障がい保健福祉施策については、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年度における標記加算の届出方法等については、令和元年 1 月 28 日付け障第 879 号にて通知しているところですが、今般、厚生労働省から別添のとおり事務連絡の送付がありましたので、お知らせします。

厚生労働省の正式通知は令和 2 年 2 月末を目途に発出される予定となっておりますが、下記事項に留意の上、事務手続を進められるようお願いいたします。

記

1 厚生労働省事務連絡の概要

- (1) 「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員処遇改善特別加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に係る計画書等の様式を統合し、統合後の様式については令和 2 年 2 月末を目途に示すこと。
- (2) 上記様式統合に伴い、令和 2 年度当初の特例として、県への届出期限を令和 2 年 4 月 15 日(水)とする予定であること。

2 留意事項

- (1) 本県における計画書等の様式については、厚生労働省からの正式通知発出後、速やかに改正する予定であること。
- (2) 令和元年 1 月 28 日付け障第 879 号当課通知においては、県への届出期限を令和 2 年 2 月 28 日(金)としているが、上記 1 (2)のとおり、令和 2 年 4 月 15 日(水)に変更する予定であること。また、計画書等の様式については、県の様式改正を行うまで(令和 2 年 2 月末頃まで)は現行様式で提出することも可能であること。

【担当】

障がい福祉担当 柳田
電話 019-629-5447
Fax 019-629-5454